



16億9247万6000円の増額補正で 578億9867万8000円へ 市の一般会計

市当局が 9月4日開会の市議会9月定例会議に提案する案件を説明

市議会9月定例会議が9月4日に開会しますが、会津若松市当局は8月26日に市議会に対する提出案件説明会を開催し、一般会計補正予算などの予算案件8件、条例案件3件、単行案件4件、報告案件6件、承認案件12件の合計33案件を提出することを説明しました。今回の「市議会報告」では、最も注目される一般会計の補正予算の中で主な予算の概要等を紹介したいと思います。

補正予算として提案される主な中身は下記のようになっています

物価高騰対策として

後に国の地方創生臨時交付金から財源が交付される事業

○ 教育・保育施設等物価高騰緊急支援給付金

3188万3000円

光熱費及び給食食材費の高騰の影響を受けている市内の教育・保育施設等（無認可保育所を含む全ての私立保育所、こども園、幼稚園）に対する支援として、児童の人数に応じて給付されます。

各施設に給付される金額は、児童一人あたり1ヶ月の光熱費分として335円、給食食材費分として435円を給付単価として計算され、今年度中に支給されます。

○ 飼料価格高騰緊急対策事業補助金 305万6000円

飼料価格の高騰により、肉用牛繁殖農家の営農が圧迫されていることから、粗飼料の価格高騰分を支給し、経営の安定化を図るための経費です。

当初予算後に新たに必要となった事業経費

○ 新斎場整備事業費 1770万0000円

新斎場整備に係る建設用地の造成設計及び地質調査を実施するための経費です。

○ ごみ減量化推進事業費 300万0000円

一般家庭から排出されるごみの減量化を図るため、家庭用ごみ処理機等の購入に対して、ごみ減量化事業補助金を増額して支援するのに要する経費です。

家庭用ごみ処理機等とは、①生ごみ処理機（電動、手動）、②生ごみ処理容器（キエーロ、コンポスト）、③堆肥枠のことで、それぞれ購入への補助がありますが、その申請数が予想を上回り当初予算額を超えるため増額するものです。

なお、この補助制度については各家庭に配られているごみ減量の広報誌「へらすべえ」の6月号に下記のように紹介されていました。

市のごみ減量化事業補助金を拡充しました！

令和7年4月から家庭用生ごみ処理容器（キエーロ等）や家庭用生ごみ処理機などの購入を支援するごみ減量化事業補助金を拡充しました。ぜひ補助制度をご活用ください。

品 名		令和7年3月まで	4月以降
①家庭用生ごみ処理容器 (キエーロ、コンポストなど)	子育て 世帯枠	補助率 2/3	
		上限 4,000 円	上限 24,000 円
	一般枠	補助率 1/2	
②家庭用生ごみ処理機 (電動式・手動式生ごみ処理機など)		上限 3,000 円	上限 18,000 円
		補助率 1/4	補助率 1/2
		上限 10,000 円	上限 20,000 円

※補助を受けるには購入前の申請が必要です。予算の範囲内での交付となりますのでお早めに申請をお願いします。詳しくは環境共生課までお問い合わせください。
(事例1)キエーロ1基(税込み25,000円)を子育て世帯が購入の場合は、補助率2/3で、補助金が16,600円となり、実際の負担額は8,400円となります。
(事例2)電動式生ごみ処理機1基(税込み45,000円)を購入の場合は、補助率1/2ですが、補助金が上限の20,000円となり、実際の負担額は、25,000円となります。

○ 健康増進事業費 63万0000円

会津若松市健康づくり推進条例の制定に伴って、その内容等を市民に広く周知するための経費です。

9月会議には、市の新しい条例として「会津若松市健康づくり推進条例」が提案されますが、その条例のチラシ配布の委託料等です。

○ 除雪対策事業費 5億2454万9000円

本年2月の大雪による交通障害等を踏まえ、冬期交通の安全確保のため、市の除排雪体制の強化等に要する経費です。

事業費額が5億円を超える大きな額になっていますが、その内訳は下記のとおりに説明されています。

- 除雪機械購入費 1億7950万0000円
- 除雪等業務委託料 3億3754万1000円
- 事務費等 750万8000円

なお、原田議員の聞き取りに対する当局の説明では、除雪機械購入費の中では、通常の定期の機械更新だけでなく新たに機械を増やす予算も含まれているそうですが、現在一般的にこの種の機械を購入しようとしても、注文してから納品されるまで約10ヶ月～1年もかかるそうなので、実際増やせるのは来年冬からになりそうということなのです。

○ 財政調整基金積立金 6億2623万7000円

令和6年の決算剰余金は34億7924万1000円となっていて、地方財政法では“決算剰余金の半分を下回らない額（17億3962万1000円）を、積立て、または繰上償還の財源にしなければならない”となっていることから、一般会計繰越金の予算超過分などを原資として、財政調整基金への積立と、財政調整基金からの繰入金の減額（17億2376万3000円）として処理しようとするものです。

結果として、6月会議での一般会計追加補正の時点で財政調整基金の残高が1億4049万1000円となっていたが、この積立てと繰入金の減額で、合計23億5000万円が増えることとなり、新たな残高は24億9049万1000円となります。

以上の他にも一般会計の補正では、職員管理費（549万2000円）、セーフティーネット事業費（70万4000円）、各基金への積立金、新斎場整備事業やごみ減量事業、学校給食調理運搬などの業務委託に関する債務負担行為が提案されています。

また国民健康保険特別会計などの7つの特別会計でも、決算の確定に伴う調整等での補正予算が提出されます。

< 9月定例会議の日程は下記のようになっています >

日程	時刻	内容
9月4日（木）	午前10時00分	開会日・本会議（提案理由説明）
9月8日（月）	午前10時00分	本会議（一般質問）
9月9日（火）	午前10時00分	本会議（一般質問）
9月10日（水）	午前10時00分	本会議（一般質問）
9月11日（木）	午前10時00分	本会議（議案等に対する総括質疑） 予算決算委員会
9月12日（金）	午前9時30分	文教厚生委員会・予算決算委員会第2分科会 建設委員会・予算決算委員会第4分科会
9月16日（火）	午前9時30分	総務委員会・予算決算委員会第1分科会 産業経済委員会・予算決算委員会第3分科会
9月17日（水）	午前9時30分	文教厚生委員会・予算決算委員会第2分科会 建設委員会・予算決算委員会第4分科会
9月18日（木）	午前9時30分	総務委員会・予算決算委員会第1分科会 産業経済委員会・予算決算委員会第3分科会
9月19日（金）	午前9時30分	文教厚生委員会・予算決算委員会第2分科会 建設委員会・予算決算委員会第4分科会
9月22日（月）	午前9時30分	総務委員会・予算決算委員会第1分科会 産業経済委員会・予算決算委員会第3分科会
9月25日（木）	午前9時30分	予算決算委員会
9月29日（月）	午前10時00分	最終日・本会議（委員会審査報告～表決）